

令和5年度

学校補助員（障害者を対象とした会計年度任用職員）登録案内

さいたま市教育委員会

さいたま市教育委員会では、障害のある方の雇用機会の拡大及び障害者への理解促進を図ることを目的として、学校補助員（会計年度任用職員）を募集しています。

1 募集区分・採用予定人数・職務内容

募集区分	職務内容
学校補助員	さいたま市立学校における事務補助、軽作業、環境整備等（書類整理、消毒作業、清掃等）

※支援員1名と学校補助員3～5名の1チームでお仕事をしていただきます。

2 登録資格 次の(1)(2)のいずれか及び(3)に該当する人

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの障害者手帳の交付を受けている人
- (2) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医、障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書を所持している人
- (3) 次のいずれにも該当しない人
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ さいたま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 勤務条件

- (1) 勤務日及び勤務時間 年間175日（1日6時間勤務）
※月曜日～金曜日の週4日～5日程度
※夏休みや冬休み等をはじめとして、勤務が無い期間があります。
※始業終業時間は、勤務場所により異なります。
- (2) 任用期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（予定）
※同一の職務内容の職が設置された場合の再度の任用予定あり。ただし、再度の任用は、任期満了時の業務量や業務の進捗状況、予算の有無、勤務成績、態度、職務遂行能力により判断します。
- (3) 報酬等
 - ア 時給 1,030円～（翌月払い）
 - イ 費用弁償（通勤手当相当分）
通勤に係る交通費相当分を本市規定により別途支給

- ウ 社会保険 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険加入
エ 期末手当 基準日（6月1日、12月1日）に在職し
当該基準日を含む引き続く任用期間が6月以上ある
場合に支給
- (4) 休暇 年次有給休暇、特別休暇等

※勤務条件につきましては、変更になる場合があります。

4 勤務場所（予定）

- (1) さいたま市立鈴谷小学校
〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷5-1-1
- (2) さいたま市立土呂中学校
〒331-0803 さいたま市北区見沼3-7-5
- (3) さいたま市立大谷場中学校
〒336-0016 さいたま市南区大谷場2-1-3-5-4
- (4) さいたま市立常盤小学校
〒330-0061 さいたま市浦和区常盤9-30-9

※欠員状況により、上記以外の学校での勤務となる場合があります。

5 登録受付期間

随時受け付けます。

※当初の採用者が決定した後に登録された方は、年度途中で欠員が生じた場合に選考を行います。

6 登録申込方法

以下のURLもしくはQRコードから、さいたま市ホームページにアクセスし、「電子申請・届出サービス」から申込みを行ってください。

URL <https://www.city.saitama.jp/006/001/001/002/p071829.html>

QRコード



7 選考方法

書類選考、面接選考

8 選考日時、場所

提出いただいた書類を参考のうえ、面接に進む方のみに連絡します。
面接に進まない方に対しては、連絡はありません。

9 選考結果

面接選考を受けた方に、郵送で通知します。

10 その他

- ・試験の際に配慮を必要とする場合は、登録フォームにご記入ください。
- ・登録しても、面接の機会や採用を保障するものではありません。
面接の機会が無い場合や採用されない場合もありますので、ご了承ください。
- ・登録後、欠員状況等の個別のお問い合わせにはお答えできません。

11 問い合わせ先

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号（さいたま市役所第二別館1階）

さいたま市教育委員会事務局 学校教育部 教職員人事課 人事係

TEL 048-829-1653 Fax 048-829-1990

E-Mail kyoiku-kyoshokuin-jinji@city.saitama.lg.jp

※8時30分から17時まで。土、日、祝日は除きます。